

部活動の方針

令和2年1月
庄原市教育委員会

本方針策定の趣旨等

本方針は、中学校の生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

■知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育（※1）」の意義を踏まえ、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。なお、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

■生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

■学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

※1 「日本型学校教育」とは、日本では教師が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが特徴であり、それぞれの時代において社会の要請に応えながら、子供たちに必要とされる資質・能力を育むことができるよう発展してきた姿をさす。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画案及び活動実績を校長に報告する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページ等で生徒及び保護者に周知する。

ウ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の

安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、外部人材の活用も検討する。

ウ 校長は、毎月の活動計画案及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や芸術文化等の活動を行い、生徒や教職員の健康面を考え、負担が過度にならないよう活動や運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・改善を行う。

エ 市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 市教育委員会及び校長は、教職員の部活動運営について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、(運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り)生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・改善を行う。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からはトレーニング効果を得るために、また、生徒のバランスのとれた健全な成長を確保するために休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するよう努める。

また、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上、大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、

競技種目や分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問は、中央競技団体や各分野の関係団体が作成する指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日及び活動時間の基準

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究(※2)も踏まえ、以下を基準とする。

また、文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活ができるよう、以下を基準とする(※3)。

ア 休養日

週当たり2日以上休養日を設ける。

■学期中

平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、原則休養日を他の日に振り替える。

■長期休業中

生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

イ 活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 休養日及び活動時間の設定

校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3

(1)の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を生徒及び保護者に周知する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・改善を行う等、その運用を徹底する。

※2 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

※3 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業時数に照らして1週間当たりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、文化庁が示した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めた(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする)。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の工夫

ア 生徒の1週間の総運動時間は男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること(※4)、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である(※5)中で、校長は、現在の運動部活動が、女子や障害を有する生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう運動部を工夫する。

イ 部活動は生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができるよう文化部を工夫する。

(2) 地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒がスポーツや芸術文化

等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、地域の人々の協力、体育館や自治振興センターなどの社会教育施設との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った取組を行う。また、市教育委員会は、学校と地域が協働した形で地域におけるスポーツ及び芸術文化等の活動における環境整備を進める。

イ 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

※4 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

※5 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

（1）参加する大会数の上限

各学校の運動部が参加する大会は、学校体育団体の主催若しくは共催する大会とする。運動部及び文化部が参加するそれ以外の大会については、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、文化庁が示した「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

（2）参加する大会等の精査

校長は、（1）の内容を踏まえ、参加する大会等を精査する。